

塩竈市公園企業連携維持管理要領

(目 的)

第1条 この要領は、市が設置した都市公園等（以下「公園」という。）の管理の一部について企業の積極的な協力を求め得ることにより、公園愛護精神の高揚と適切な利用及び管理運営を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(管理協力の依頼)

第2条 市長は、この要領において、企業等に維持管理の一部について協力の依頼をすることが出来るものとする。

(対象企業)

第3条 対象企業について、社会貢献活動等を行う企業等とし、産業建設部において協議を行い決定する。

(管理、実作業の内容)

第4条 協力企業における維持管理の依頼内容は、次のとおりとする。

- (1) 公園等の樹木・草花の愛護、除草及び清掃に関すること。
- (2) 公園等の施設の点検（目視程度）及び破損、事故等の通報連絡に関すること。

(看 板)

第5条 公園の維持管理を行っている旨を伝える看板（A1 サイズ以内）を公園内に1カ所設置することができる。

- (1) 看板設置期間については、協定期間内とする。
- (2) 看板設置費用については、協力企業が負担することとする。

(期 間)

第6条 1 維持管理協力の期間については、協定締結日から翌年3月31日までとする。
2 第4条の業務は、年2回以上行うものとする。

(契 約)

第7条 市長は、第3条の規定により、企業と協議のうえ維持管理協定を締結するものとする。

(器具及び資材)

第8条 第4条に規定する業務に使用する用具類、及び資材等の通常業務に要するものについては、協力団体等で用意するものとする。

(活動報告)

第9条 協力団体等は、維持管理活動について、様式1号により市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ両者協議のうえ定める。
この要領は、令和 年 月 日より適用する。